

京都市上下水道局告示第44号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成18年1月24日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 届出業者名等

京都市右京区京北下弓削町狭間谷口16番地

水口建設株式会社

代表取締役 水口 五治郎

2 変更事項（営業所の変更）

指定営業所所在地を京都市右京区京北下弓削町町ノ下13番地の8から京都市右京区京北下弓削町狭間谷口16番地に変更

3 指定期間

平成18年1月24日から平成21年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)